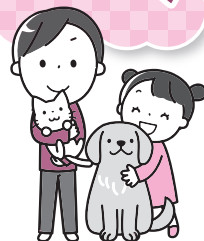


犬・猫の飼い主の皆さんへ お願いです

環境安全課 ☎(64) 7708



犬・猫による被害や苦情相談が数多く寄せられています。「吠えてうるさい」「放し飼い」「糞をされる」「ゴミ置き場を散らかす」など、飼い主による責任ある飼い方で防

止できることばかりです。ご近所にお住いの人すべてが、犬・猫を好きとは限りませんが、そのような皆さんからも理解が得られるよう、飼い主は周囲に迷惑や危害を及ぼさない心配りが大切です。

糞尿や鳴き声などの苦情は、飼い主の飼育管理やしつけにより改善することができます。

糞は必ず持ち帰り ましょう



道路や公園など公共の場所から他人の土地にいたるまで、あらゆる場所に糞が放置され、多くの人が迷惑し、苦情が寄せられています。

糞を放置することはとても不衛生であり、多くの人が不快に感じます。なるべく自宅の敷地内で排せつさせる習慣

をつけ、散歩の際には回収袋を持参し、糞を放置したり埋めたりせず必ず持ち帰りましょう。

狂犬病予防注射を 受けましょう



飼い犬には登録と年に一回の狂犬病予防注射の接種が法律で義務付けられています。登録・注射を受けさせない場合は、罰金や罰則が科せられることがあります。昨年度は町内の犬登録数に対し、接種率が73%となっています。春と秋に行う集合注射、またはかかりつけの病院での接種をお願いします。本年度につきましても、未接種の場合には必ず接種をお願いします。

猫は屋内飼いへ



猫を放し飼いでいる人が多くみられますが、猫は室内でも十分に暮らすことができます。放し飼いによって近隣の人へ迷惑をかけるだけでなく、交通事故、感染症、猫同士士の争い、迷子など猫にとっても危険がたくさんあります。できる限り屋内飼いに努めるとともに、万が一なくなつてしまった場合に、他の猫や野良猫と区別がつくよう、首輪など目印になるものをつけておきましょう。

野良猫へえさを与 えている人へ



野良猫へのえさやりは、その場所に住みついて繁殖し、近隣住民に多大な迷惑をかけることにつながります。「かわいそう」「猫に罪はないから」など、一時の感情でえさを与えることが、結果として望まれない繁殖につながります。えさを与えるということは、

飼い主とみなされ責任を負うこととなります。責任を持ってないのであれば絶対にやめてください。

避妊・去勢手術を 受けましょう



繁殖に伴う衝動を抑圧することは、動物にとつて大きなストレスとなります。避妊・去勢手術を受けることにより、繁殖衝動のストレスが軽減され、病気や迷子の危険性が減るだけでなく、望まれない命を増やさないことにもつながります。

町では、犬および猫の避妊・去勢手術費の補助を行っています。補助金額は、1頭

につき避妊手術5,000円、去勢手術3,000円、同一年度内に1世帯1頭が上限になります。ただし、手術費用が補助金額に満たない場合、手術費全額を補助します。

申請方法は町指定の申請書に必要事項を記入し、手術予定日の一週間前までに申請してください。(申請期日を過ぎると補助金が受けられませのでご注意ください。)

申請書は環境安全課(役場2階④番窓口)まで取りに来ていただくか、町ホームページよりダウンロードしてください。補助金には限りがあります。終了次第、当年度の申請受付は終了します。

ぐんまの動物愛護推進

県では犬・猫の殺処分を減らす取組を行っています。

○飼い主のいない猫支援対策事業

県では、年間1000匹以上の飼い主のいない猫が殺処分されています。少しでも殺処分数を減らすため、獣医師会や動物愛護団体と協力し、地域猫活動を支援する活動を開始しました。

※地域猫活動とは・・・地域にいる飼い主のいない猫を増やさないよう避妊去勢手術をし、地域住民が役割分担をして、一代限りとなった猫のお世話をします。

○犬・猫の譲渡推進事業

県では保護されている犬・猫を譲渡する事業を行っています。平成29年度は347匹の犬・猫が譲渡され、新しい飼い主さんと生活をしています。譲渡には県が定めた一定の条件があります。

県の取り組みにつきましては県のホームページ、群馬県動物愛護センターにご確認ください。

群馬県動物愛護センター(樋越305-7)

☎ 75-1718